大阪公立大学杉本キャンパス 学術情報総合センター食堂運営業務委託 企画提案募集要項(公募型プロポーザル方式)

> 令和6年9月27日 大阪公立大学

1 趣旨

この要項は、学生等の福利厚生の充実、特に学内の喫食環境の改善を図ることを目的に大阪公立大学杉本キャンパス学術情報総合センター食堂運営業務委託を公募型企画提案方式により選定するため、必要な事項等を定めたものです。

2 募集の概要

(1) 業務委託名称

大阪公立大学杉本キャンパス学術情報総合センター食堂運営業務委託

(2) 委託内容

杉本キャンパス学術情報総合センター1階食堂で学生等の福利厚生の 充実を図ることを目的に食堂の運営業務を行います。

(3) 所在地•実施場所

大阪市住吉区杉本3丁目3番 138号

大阪公立大学 学術情報総合センター1階 食堂

4) 業務期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

- ※新事業者の開業に係る小規模改修工事の開始時期については、大学と協議し、別途、定めるものとします。
- (5) 選定方法

公募型プロポーザル方式

3 契約担当課 〒558-8585 大阪市住吉区杉本3丁目3番 138号 大阪公立大学 学務部 学生課 企画調整担当 電話 06-6605-2100

4 参加資格要件

次に掲げる要件を、プロポーザル参加申請書を提出した日から受託候補者 決定日までの間、次に掲げる要件全てを満たし、その資格を認められた者は、 本プロポーザルに参加することができます。

(1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

- イ 民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号) 附則第3条第3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民 法(明治 29 年法律第 89 号)第 11 条に規定する準禁治産者
- ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者
- オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要

な同意を得ていない者

- カ 破産者で復権を得ない者
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号。以下「新法」という。)第 17 条 第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て(新法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る新法による改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。)第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、新法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (5) 公立大学法人大阪入札参加停止要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (6) 公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第 3 条の規定に 該当しないこと。
- (7) 公募開始日から過去3年間において、1年以上継続して直営による飲食業の営業実績があり、かつ安定した経営能力を有すること。
- (8) 公募開始日から過去3年間において、食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。
- (9) 業務にあたり、食品衛生法の関係法令に基づく許認可等(届出を含む。) が必要な場合は、応募の時点においてそれらを保有する者であること又は 営業開始までに確実に取得する見込みがあること。
- (10) 「大阪公立大学杉本キャンパス学術情報総合センター食堂運営業務委託 企画提案募集要項」(本書)及び「大阪公立大学杉本キャンパス学術情報総 合センター食堂運営業務委託仕様書」(別紙)の内容を遵守できること。

5 募集要項等の配布

(1) 配布期間

令和6年9月27日(金)から令和6年10月15日(火)まで (土・日曜日及び祝日を除く) *受付時間:午前9時から午後5時まで (正午から午後0時45分までを除く。)

(2) 配付場所: 13に同じ 公立大学法人大阪ウェブサイトからも入手できます。

6 企画提案書又は仕様書の質問及び回答

質問がある場合は、質問書(様式5)を提出してください。口頭による質問は受け付けません。

- (1) 提出方法:持参、ファックス、E-mail (ファックス、E-mail の場合は必ず到着を確認してください。)
- (2) 提出先:13に同じ
- (3) 受付期間: 令和6年10月15日(火)から令和6年10月29日(火) (土・日曜日及び祝日を除く)
- (4) 受付時間:午前9時から午後5時まで (正午から午後0時45分までを除く。)
- (5) 回 答: 令和 6 年 1 1 月 6 日 (水) までに参加者にファックス又は E-mail で回答を送付します。

7 参加申込書等の提出について

- (1) この公募型プロポーザルに参加する事業者は次の各号に定めるところにより、参加申込書等を提出し、前記4に掲げる参加資格要件を有するかどうか審査を受けなければなりません。
 - ① 参加申込書(様式1)
 - ② 会社概要(様式2)
 - ③ 誓約書(様式3)(企画提案参加申込書(様式6)と同じ印鑑を押してください。)
 - ④ 食堂営業実績調書等

ア 食堂営業実績調書(様式4)

- イ 飲食店営業許可書の写し 食堂営業実績調書に記載する店舗の「営業許可書」の写し
- (2) 提出方法 原本1部、コピー1部の計2部を持参のみ(郵送は不可)
- (3) 提出期限 令和6年10月16日(水)
- (4) 提出先 13に同じ
- (5) 提出された書類について事務局より照会する場合があります。
- (6) 参加資格審査結果の通知 資格要件の審査結果を申込者に書面で、令和 6 年10月23日(水)に 通知します。
- 8 企画提案書等の提出について

参加資格審査を有すると認められた者は、企画提案書等の書類を提出しなければなりません。

- (1) 企画提案参加申込書(様式6)
- ② 企画提案書(様式7)(※①から⑥は評価の対象になります。)
 - ① 食堂運営の理念、募集要項1 趣旨に対する考え方
 - ② 食堂の運営体制等
 - ア 営業日、営業時間、席数
 - イ 従業員の配置と教育、研修の実施状況(接遇研修、個人情報保護研修、 人権研修など)
 - ウ 要望、苦情等への対応(要望、苦情処理体制について)
 - エ 衛生管理、安全管理体制について
 - 安全衛生に配慮した食材管理
 - ・ 事故発生時の対応体制
 - ・食中毒が発生した際の補償等について (賠償責任保険等の加入や補償体制が整備されていること)
 - 廃棄物処理・清掃・消毒等について
 - オ 開店までのスケジュール (業務開始予定日、工事日程等)
 - 力 収支計画
 - ③ メニュー構成について
 - ア 通常メニューと価格
 - イ 貸切パーティーメニューと価格
 - ウ 弁当又はテイクアウト食品のメニューと価格
 - ④ 本学が求める次の事項に対する具体的な提案や独自の提案 募集要項「1 趣旨」に応じた提案を求めます。
 - ア 心地よく集える空間や席の配置
 - イ 学生、教職員などの利用者のニーズと栄養バランスを考慮した メニュー
 - ウ 来学者のパーティー利用などに対応できる柔軟な運営やメニュー
 - エ 弁当又はテイクアウト食品の販売場所の提案
 - オ 利用者の増加につながる独自の提案など
 - ⑤ 会社で、社会貢献活動などを行っている場合はその内容をお書きください。
 - ⑥ 財務諸表類の写し(過去3年分)
 - ア 法人にあっては、貸借対照表、損益計算書など経営実績がわかるもの イ 個人にあっては所得税確定申告書の写し(所得税青色申告決算書の 写しを含む)
- (3) 附属書類
 - ① 商業登記法(昭和38年法律第125号)第6条第5号から第9号まで に掲げる株式会社の登記簿謄本等の謄本

- ② 印鑑登録証明書(発行日から3か月以内のもの)
- (4) 提出締切:令和6年11月15日(金)午後3時

提出場所:13まで持参してください。(郵送での提出は受け付けません)

提出部数:原本1部、コピー10部

- (5) その他企画提案に関する留意事項
 - ① 提出書類について
 - ア 提出後の追加及び変更は認めません。
 - イ 提出された書類の内容について、当事業者選定以外に利用いたしま せん。
 - ウ 提出された書類については、一切返却いたしません。
 - エ 提出書類の規格は原則としてA4版とします。
 - ② 書類の作成に係る一切の費用は参加者の負担とします。
 - ③ 書類の内容に関して、確認又は問い合わせを行う場合があります。
 - ④ 次の事項に該当した場合は、失格とします。
 - ア 提出書類の提出期限を過ぎた場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ⑤ 提案書を提出した後に辞退する場合には速やかにご連絡いただくとと もに、書面にて申し出てください。
 - ⑥ 公正な選考の妨げになるような提案や行為は、一切認めません。
 - ⑦ 企画提案書は、分かりやすく簡潔に記載してください。
 - ⑧ パンフレット等の資料を添付する場合は必要最小限のものとしてください。
 - ⑨ 申込者で実施場所の視察を希望する場合は、10月29日(火)までに 書面で申し出てください。調整後、視察日をお知らせします。

9 審査

杉本キャンパス学術情報総合センター食堂運営業務委託事業者選定委員会 (以下「委員会」という。)で企画提案書等の審査を行います。

(1) 書類の審査

提出された書類の各項目について評価します。

(2) プレゼンテーション

令和6年12月上旬の予定

参加資格要件を満たしているすべての応募者にプレゼンテーションを 求める予定ですが、応募者が多数の場合には、書類審査にて選別された 応募者に限らせていただきます。

書類審査の結果を通知します。

提案時間は1者10分までとし、終了後、委員から質疑の時間を15分とします。

10 運営業務委託候補者の選定 審査のうえ最高の評価を得た事業者を運営業務委託候補者に選定します。

11 選定結果の通知及び公表 選定結果は、参加者全員に対し書面により通知します。(12月下旬予定)

12 その他の留意事項

- (1) 運営業務委託候補者と契約締結の交渉を行います。
- (2) 運営業務委託候補者の取り消し 次の場合は、運営業務委託候補者を取り消します。
 - ① 運営業務委託候補者に選定されてから事業開始までの間に運営業務委託候補者の諸般の事情変化等により企画提案した運営業務委託が確実に履行できないと判断したとき
 - ② 著しく社会的信用を損なう行為等により、運営業務委託事業者としてふ さわしくないと判断したとき
 - ③ 契約締結交渉中、選定した運営業務委託候補者が公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第3条の規定に該当したとき
 - ④ 契約締結までに、公立大学法人大阪ホームページ「入札・契約情報サービス」に掲載の誓約書を提出しないとき
- (3) 契約の解除 次の場合は、契約を解除します。
 - ① 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第3条の規定に該当したとき
 - ② 下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合に、契約者が、本学が求める当該下請負人等との契約の解除を拒否したとき
- (4) 運営業務委託事業候補者選定後(2)、(3)の取り消し又は契約解除があった場合は、次点の事業者を運営業務委託事業候補者とします。
- (5) 契約を締結したときは、円滑な引継ぎができるよう、現事業者と協議し準備を行うこととし、これに要する費用は受託者の負担とします。

13 募集要項に関する問合わせ先

〒558-8585 大阪市住吉区杉本3丁目3番 138号

大阪公立大学学務部学生課企画調整担当

担当者:岡崎、傳

電話番号:06-6605-2100 FAX番号:06-6605-3648

E-mail: gr-gks-shomu@omu.ac.jp

(参 考)

- 現在の学術情報総合センター1階食堂の概要等
 - 営業日:月曜日から土曜日(定休日:日・祝)
 - ・営業時間:9時~18時(18時~21時は予約(4名以上)のみ臨時営業)※定休日は予約(10万円以上)のみ臨時営業(10時~21時)
 - 席数:71 席 昼食平均客数:約70人 平均客単価:約680円
 - ・光熱水費等(年額): 電気代約 154 万円、ガス代約 63 万円水道代 約 27 万円、電話料金 約 3.7 万円
 - ・テイクアウト販売:本館地区高原記念館付近で1日約10食販売している。
- 杉本キャンパスの他の食堂
 - ・大阪公立大学生協が、教養地区北食堂(375 席)、本館地区南食堂(228 席)を運営している。なお、生協の食堂については北食堂への集約を検討している。(時期未定)
 - 弁当販売場所: 大阪公立大学生協が旧教養地区北食堂付近、本館地区南食堂付近で1日約150食販売している。
 - 社会福祉法人野のはなが田中記念館食堂めたせこいあ(70 席)を運営している。
 - キッチンカー販売(2025年4月以降導入検討中)
- 〇 杉本キャンパスの学生数等
 - ・杉本キャンパスの学生数 約7,000人、教職員数 約1,300人[令和7年4月時点]
 - ・杉本キャンパスの学生数 約3,200人、教職員数 約1,000人[令和7年10月以降]
- 学術情報総合センターについて
 - ・休館日(資料カレンダーを参照ください。) 授業のない祝日、授業期間以外の日曜日 年末年始、本学入学試験日、特別作業期間、 蔵書整理、機器点検日
 - 開館時間

月曜日から金曜日 8時30分~21時(授業のない日は9時~21時)、 土曜日10時~19時、日曜日10時~17時

○ 本学の授業等実施日 2024(令和6)年度学事日程を参照ください。